

第1問

A県に所在するB鉄道C駅付近（A県E市）からD駅付近（A県F市）までの区間（以下「本件区間」という。）において、踏切渋滞が頻発していた。A県はこの踏切渋滞対策として、本件区間の連続立体交差化を内容とする都市計画事業（以下「本件事業」という。）を施行することにした。連続立体交差事業とは、鉄道と幹線道路とが2か所以上において交差し、かつ、その交差する両端の幹線道路の中心間距離が350メートル以上ある鉄道区間について、鉄道と道路とを同時に3か所以上において立体交差させ、かつ、2か所以上の踏切道の除却を行うものをいうとされる。国土交通省の定める都市計画運用指針において、この連続立体交差事業に係る鉄道は都市高速鉄道として都市計画に定めるべきとされている。

A県は都市計画法（以下「法」という。）第18条第1項に基づき本件区間に係る都市計画決定（以下「本件計画決定」という。）を行い、令和4年8月19日付けで同計画の決定を告示した。A県は、令和5年11月16日、法第60条第1項に基づき、国土交通大臣に対して本件事業の認可を申請した。国土交通大臣は、令和5年11月31日付けで、法第59条第2項に基づき、A県に対し、本件事業の認可（以下「本件事業認可」という。）をし、同日付けでこれを告示した。

Xは、C駅付近に土地を所有し、その土地に居住する住民である。Xの所有する土地は、本件計画決定に従い連続立体交差化をした場合における鉄道施設の増強部分とされる区域内に存在し、本件事業認可に係る事業計画においても同様に鉄道施設の増強部分とされる区域内とされている。そのため、本件事業認可に基づき事業が施行された場合、Xの土地は収用されることになる。Xは、令和6年1月5日に本件事業認可がされていることを知った。Xは、本件計画決定が違法であり、本件計画決定を前提とする本件事業認可も違法であると考え、自らが所有する土地を収用されないようにしたいと考えている。

設問1 本件事業認可は、抗告訴訟の対象となる処分に当たるか。

設問2 令和6年1月15日時点において、Xの希望をかなえるために、誰を被告としてどのような訴訟を提起すべきか。本件計画決定が処分に当たらないことを前提とし、本件計画決定を争う場合と比較して検討しなさい。なお、被告適格以外の訴訟要件については検討しなくてよい。

【資料 関係法令】

○ 都市計画法

(定義)

第4条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2～4 (略)

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

7～14 (略)

15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第59条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

16 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

(都市施設)

第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

二～十五 (略)

2 都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとするとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

3～7 (略)

(都市計画を定める者)

第15条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一～四 (略)

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

六～七 (略)

2～4 (略)

(都道府県の都市計画の決定)

第18条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2～4 (略)

(都市計画の告示等)

第20条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあつては関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事に、第14条第1項に規定する図書の写しを送付しなければならない。

2～3 (略)

(施行者)

第59条 (略)

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

3～7 (略)

(認可又は承認の申請)

第60条 前条の認可又は承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一～二 (略)

三 事業計画

四 (略)

2 前項第3号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 収用又は使用の別を明らかにした事業地（都市計画事業を施行する土地をいう。以下同じ。）

二 設計の概要

三 事業施行期間

3 第1項の申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 事業地を表示する図面

二～五 (略)

4 (略)

(認可等の基準)

第61条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、

申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第59条の認可又は承認をすることができる。

- 一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。
- 二 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたこと又はこれらの処分がされることが確実であること。

(都市計画事業の認可等の告示)

第62条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第59条の認可又は承認をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地を告示し、かつ、国土交通大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に、第60条第3項第1号及び第2号に掲げる図書の写しを送付しなければならない。

2 市町村長は、前項の告示に係る事業施行期間の終了の日又は第69条の規定により適用される土地収用法第30条の2の規定により準用される同法第30条第2項の通知を受ける日まで、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書の写しを当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(建築等の制限)

第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等〔注：市の区域内にあつては、当該市の長を含む。〕の許可を受けなければならない。

2～3 (略)

(都市計画事業のための土地等の収用又は使用)

第69条 都市計画事業については、これを土地収用法第3条各号の一に規定する事業に該当するものとみなし、同法の規定を適用する。

第70条 都市計画事業については、土地収用法第20条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定は行わず、第59条の規定による認可又は承認をもつてこれに代えるものとし、第62条第1項の規定による告示をもつて同法第26条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示とみなす。

2 (略)

(監督処分等)

第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者（以下略）

二～四 (略)

2～4 (略)

第91条 第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

○ 土地収用法

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第3条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一～三十五 (略)

(事業の認定)

第16条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第3条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

(事業の認定の告示)

第26条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第20条の規定によつて事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類、起業地、事業の認定をした理由及び次条の規定による図面の縦覧場所を国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。

2～3 (略)

4 事業の認定は、第1項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。
(収用又は使用の裁決の申請)

第39条 起業者は、第26条第1項の規定による事業の認定の告示があつた日から1年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

2～3 (略)

■ 解説

第1 本問で学ぶ答案の書き方

第1問設問1では、訴訟要件の中でも処分性を充足しているかが問われている。処分性の検討をする際に、条文をどのように読んで分析するかに着目して学習してほしい。設問2では、当事者の言い分を実現するために誰を被告としたどのような訴訟が適切か、が問われている。本問では争う対象となり得る行為が二つあるため、どちらを争えばより当事者の言い分をかなえられるのかを検討することになる。

第2 事例の解説－設問1

1 問われている訴訟要件の確定

設問1では「本件事業認可は、抗告訴訟の対象となる処分に当たるか」が問われている。したがって、訴訟要件の中でも処分性が問われていることが分かる。

2 参照すべき判例や典型的な考え方の分析

(1) 処分性を検討する際の考え方

処分性を検討する場合、個別具体的な問題文の事情は考慮せず、法令の仕組み及び通達により形成される行政実務を前提に検討すればよい。そのため、設問を読んで「処分に当たるか」「処分性を検討せよ」と書いてあった場合には、問題文中に行政実務についての記述がないかを確認し、条文の仕組みを検討することになる。

処分とは、「公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」をいう。そのため、法令の仕組みを検討する際には、当該行為に基づく法効果を定める条文がないか、一方的に行為の相手方に法効果を発動する仕組みになっていないかを検討しつつ（定義からのアプローチ）、当該行為が処分性の判例の分類にいう何に当たるか、使えそうな判例・考え方はないか（判例・考え方のアプローチ）も同時に検討することになる。

(2) 問題文中の行政実務の記述－行政活動の流れ

本問では、問題文中にA県が行った行政活動の流れが書かれている。問題文中に記載されている行政活動の流れを図にしておくと、以下で行う法令の仕組みの分析に役立つ。また、本問には記載がないが、本来法が予定している行政活動がされていない場合や、本来法が予定していない行政活動がされている場合もある。こうしたイレギュラーに気付けるようにするためにも、問題文中に記載され

ている行政活動の流れは図にしておくといよい。

(3) 法令の仕組み－定義からのアプローチ

設問で問題となっている行政活動を特定する。本問では「本件事業認可」の処分性が問われている。この事業認可は法59条2項に基づくものである。そのため、この59条2項をまず読み、そこから事業認可の法効果を定めた条文・一方的な効果発動を定めた条文がないかを分析検討する。

ア 事業認可の法効果

(ア) 都市計画事業を施行することができるという法効果

法59条2項は「都道府県は……国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる」と定めている。したがって、事業認可は都道府県に対して都市計画事業を施行することができるという法効果を有しているといえる。ただし、都道府県は「国民」ではない。行政相互間の行為に該当するため、この法効果をもって処分性を肯定することはできない。

(イ) 事業認可が告示された場合の法効果

ここで、行政活動の流れをみると、事業認可がされた後、告示されている。告示された場合、当該告示された内容に基づき何らかの効果が国民に付与されることが多いため、告示に基づいて何らかの効果が発生していないかを確認する。

法65条1項は、「第62条第1項の規定による告示……があつた後」に、「当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない」と定める。そして、「この法律」に違反した者（法81 I ①）に対して違反是正措置（法81 I 柱書）を命ずることができ、法81条1項の命令に違反した場合には罰則が科せられる。「この法律」には法65条1項も含まれていることから、事業認可の告示がされた後は、事業地内で都市計画事業施行の障害になりそうな建築物の建築等をしようとするれば、都道府県知事等の許可を受けなければならないという建築制限が定められているといえる。

また、本件事業が施行されれば、Xの所有する土地が収用されるとされている。事業認可がされれば事業が施行できるのであるから、上記のように土地が収用されるというのもまた事業認可の法効果の一つといえる可能性がある。そこで条文を確認すると、法69条が「都市計画事業については、これを土地収用法第3条各号の一に規定する事業に該当するものとみなし、同法の規定を適用する」と定め、法70条で「都市計画事業については、土地収用法

第20条……の規定による事業の認定は行なわず、第59条の規定による認可又は承認をもつてこれに代えるものとし、第62条第1項の規定による告示をもつて同法第26条第1項……の規定による事業の認定の告示とみなす」と定めている。そして、土地収用法39条1項は、事業認定の告示があった日から1年以内に収用又は使用の裁決の申請をすることができると定める。以上のことをまとめると、事業認可は土地収用法上の事業認定と同様に扱われ、事業認可の告示がされれば事業認定の告示があったとみなされる結果、事業認可の告示があれば土地収用法に基づく収用又は使用の裁決を申請でき、事業地内の土地について収用又は使用ができる、ということになる。したがって、事業認可の告示がされれば、その法効果として施行者に収用権限が付与されるという法効果が生じることになる。そして、(4)イで後述する判例(最判平4.11.26)を踏まえれば、収用権限が施行者に付与されることにより、特段の事情がない限り事業地内の土地の所有者は収用を受ける地位に立たされるという法効果が生じる。

イ 公権力性

事業認可をするかどうかについては法61条の認可基準を満たすかどうかにつき、国土交通大臣が決定する仕組みになっている。したがって、公権力性も肯定できる。

(4) 法令の仕組み－判例・考え方のアプローチ

定義にあてはまるかを確認しつつ、今回の行為が処分性の判例を分類した場合のどれに当たるか、当該法令の仕組みと同様の仕組みが問題となった判例はないかを検討する。

ア 処分性の判例を分類した場合のどれに当たるか

問題となっている法令の仕組みと同じ判例を探すには、まずは今回問題となっている行為が何に分類されるのかを確定する必要がある。

本件事業認可は都市計画法に基づいて行われる都市計画事業についてのものである。したがって、行政計画に分類されている判例が使える可能性が高い。

イ 行政計画の判例の検討

(ア) (3)ア(イ)で述べたように、事業認可の法効果として建築制限が挙げられる。建築制限が法効果として挙げられている判例は、最大判平20.9.10【百選Ⅱ147】～土地区画整理事業計画決定～及び最判昭57.4.22【百選Ⅱ148】～用途地域の指定～がある。そしてこの両者の判例ともに、建築制限が法効果であることを認めながらも、当該法効果があることをもっては処分性を肯定していない。したがって、建築制限があるからといって処分性を認める論述はできないことが分かる。

- (イ) (3)ア(イ)で述べた、土地収用法上の事業認定と同様に扱われ、事業地を収用することができるという法効果について述べている判例として、最判平4.11.26がある。

同判例は、「再開発事業計画の決定は、その公告の日から、土地収用法上の事業の認定と同一の法律効果を生ずるものであるから（同法26条4項）、市町村は、右決定の公告により、同法に基づく収用権限を取得するとともに、その結果として、施行地区内の土地の所有者等は、特段の事情のない限り、自己の所有地等が収用されるべき地位に立たされることとなる。しかも、この場合、都市再開発法上、施行地区内の宅地の所有者等は、契約又は収用により施行者（市町村）に取得される当該宅地等につき、公告があった日から起算して30日以内に、その対償の払渡しを受けることとするか又はこれに代えて建築施設の部分の譲受け希望の申出をするかの選択を余儀なくされるのである（同法118条の2第1項1号）。

そうであるとなると、公告された再開発事業計画の決定は、施行地区内の土地の所有者等の法的地位に直接的な影響を及ぼすものであって、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解するのが相当である」と述べる。

同判例は、再開発事業計画の決定がその公告の日から、事業認定と同一の法律効果を生じるものであることを理由として処分性を認める判例である。確かに、都市計画事業認可については都市再開発法118条の2第1項1号のような規定はない。しかし、この規定は、第2種市街地再開発事業において施工地区内の土地の所有者等が自己の所有地等が収用されるべき地位に立たされることを説明するために引用されている。この法効果が認められるのは第2種市街地再開発事業計画決定が事業認定と同一の法律効果を生ずるものであるからである。したがって、都市再開発法118条の2第1項1号のような規定がなくとも、本判例を参考に答案を作成することができる。

- (ウ) また、最判平4.11.26が想起できなかったとしても、都市計画事業認可が、土地区画整理事業計画決定と同様に、事業地内の所有者を、最終的に自己の所有地等を収用されるべき地位に立たせる法効果を有することを踏まえれば、土地区画整理事業計画決定の処分性を認めた前掲最大判平20.9.10【百選Ⅱ147】の考え方に従って、答案を作成することができる。この場合、実効的な権利救済の観点を答案に盛り込むことになる。もっとも、都市計画事業認可の場合には、都市計画事業認可を事業認定と同様に扱うという条文があるため、実効的な権利救済の観点到触れずとも、処分性を肯定することができる。もちろん書いてもいい。

ウ 典型的な考え方の分析

また、最判平4.11.26を想起することができなかったとしても、「処分と同様に扱われているから、当該行為も処分である」、という考え方を思い出せば、答案を作成することができる。

本問で事業認可は、土地収用法上の事業認定と同様に扱われている。土地収用法上の事業認定は伝統的に処分と扱われている。そのため、事業認可は処分である、と結論付けることができる。

3 結論

以上より、事業認可は、その告示がされた場合、事業地内の土地所有者を、自己の土地を収用されるべき地位に立たせるという法効果を有するものであり、その法効果は相手方の同意によらず施行者に与えられた権限に基づき生じるのであるから、「処分」に当たる。

第3 事例の検討－設問2

1 問いの確定

設問2では、「Xの希望をかなえるために、誰を被告としてどのような訴訟を提起すべきか。本件計画決定が処分に当たらないことを前提とし、本件計画決定を争う場合と比較して検討しなさい。」と問われている。

問われているのは訴訟選択であって、仮の救済として何を申し立てるべきかについては書かなくてよい。ただし、ふさわしい訴訟を選ぶに当たって仮の救済手段が使えるか、使えるとして有効かを検討する必要がある。その限度では仮の救済に触れることになる。そして、訴訟の被告についても書くよう指示されているため、忘れないようにしておく。

また、本件計画決定を争う場合と比較して検討しなさい、とされていることから、本件計画決定を争う場合についても触れて書く必要がある。本件計画決定と本件事業認可、どちらを争うべきかを検討する場合どの観点に基づき答案を作成するかを検討する。設問2は、訴訟要件については検討しなくてよいとされているので、訴訟要件充足性の検討はしなくてよい。また、問題文中においてXがなぜ本件計画決定が違法と考えているのか書かれていないため、本家で勝訴できそうかについても検討することができない。したがって、この観点に基づいて答案を作成する必要はない。そのため、Xの言い分が実現できるかという観点から争うにふさわしい行政活動を検討することになる。

2 当事者の言い分の確定

当事者「Xは、本件計画決定が違法であり、本件計画決定を前提とする本件事業認可も違法であると考え、自らが所有する土地を収用されないようにしたいと考えている。」とされている。

したがって、Xは土地収用法に基づく収用裁決がされないようにしたいという希望をもってのこと、本件計画決定も本件事業認可も違法である、と考えていることが分かる。

3 争いたい行政活動の確定と訴訟選択

(1) 争い得る行政活動のうち、ふさわしいものの選択

ア 当事者の言い分を実現するためにふさわしい行政活動

本問では本件計画決定と本件事業認可の二つが争い得る行政活動となる。Xの最終的な希望は、「収用裁決がされないようにしたい」なので、収用裁決の前提となる行政活動が違法であり、無効だといえればよい、といえる。

収用裁決の申請をするためには、土地収用法上の事業認定の告示があることが必要である（土地収用法39Ⅰ）。そして、都市計画事業において事業認可の告示がされれば、土地収用法上の事業認定の告示がされたとみなされる（法70Ⅰ）。したがって、事業認可が無効となればよいと考えられる。

収用裁決の申請は告示があった日から1年以内にすることとされている（土地収用法39Ⅰ）。そのため、後述するように事業認可を争う抗告訴訟を提起している間に収用裁決がされてしまう可能性がある。ここで、収用裁決がされないようにするために、執行停止の申立てをすることが考えられる。取消訴訟を提起した場合に執行停止の申立てをすることができ（行訴25Ⅱ本文）、また、無効確認訴訟を提起した場合も執行停止の申立てをすることができる（行訴38Ⅲ、25Ⅱ本文）。したがって、Xの言い分をかなえるには、本件事業認可について取消訴訟又は無効確認訴訟を提起し、執行停止の申立てをすればよい、といえる。

イ 争い得る他の行政活動との比較

本件計画決定と本件事業認可の関係について検討しておく。事業認可の基準について定めた法61条1号は、「事業の内容が都市計画に適合」することを要求している。したがって、事業認可が適法となるためには、その前提となる都市計画決定が適法であることが必要となる（最判平18.11.2【百選Ⅰ72】参照）。

本件計画決定は処分ではないとされているため、本件計画決定の違法を争う手段としては当事者訴訟が考えられる。

では、本件計画決定の違法確認を当事者訴訟で争うとして、事業認可の効力を止め、収用裁決を阻止することができるか。当事者訴訟を提起したところで事業認可の執行停止を申し立てることはできない（行訴法41条は執行停止に関する25条以下を準用していない）。また、事業認可の効力と抵触するため、仮処分も排除されている。そのため、当事者訴訟を提起している最中に収用裁決の申請がされ、実際に収用裁決がされる可能性がある。そうすると、「収用裁

決されたくない」というXの言い分がかなえられない。したがって、本件計画決定を争うよりも、事業認可を争った方がよい、ということになる。

なお、本件計画決定の違法確認訴訟を提起した場合、確認の利益が訴訟要件となる。確認の利益は対象選択の適否・方法選択の適否・即時確定の利益から判断される。本件では事業認可を争う抗告訴訟の方がより直截的で適切な方法であるといえるため、対象選択の適否及び方法選択の適否の観点から、確認の利益が否定される。そのため、訴訟要件の観点からも本件計画決定は争うにふさわしい行政活動とはいえない。設問では訴訟要件について検討しなくてよい、としているため、この部分も検討しなくてよい。

ウ 結論

したがって、本件事業認可を争う訴訟を提起すべきである。

(2) 当事者の言い分を実現するためにふさわしい訴訟

事業認可は設問1で述べたように「処分」である。そのため、事業認可について争うには抗告訴訟を選択することになる。そして、本問では既に事業認可がされている。したがって、事業認可の取消訴訟又は無効確認訴訟を選択することになる。

取消訴訟と無効確認訴訟のどちらを選択するかについては、取消訴訟の出訴期間が経過しているかどうかで判断する。取消訴訟の出訴期間は処分があったことを知った日から6か月である（行訴14Ⅰ本文）。

最判平14.10.24【百選Ⅱ127】によれば、告示によって処分の効力が生じる場合の「処分……があつたことを知つた日」とは、告示があつた日である。本問では令和5年11月31日に事業認可の告示がされている。したがって、「処分……があつたことを知つた日」とは、令和5年11月31日である。

令和6年1月15日時点では出訴期間が経過していないため、取消訴訟を提起することができる。

以上より、本問でXの言い分を実現するためにふさわしい訴訟とは事業認可の取消訴訟である。

4 誰を被告とするか－被告適格

取消訴訟の被告適格は、「当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体」に認められる（行訴11Ⅰ①）。本件事業認可をした行政庁は、国土交通大臣である（法59Ⅱ）。

「所属する」とは、組織法の解釈上、処分行政庁が行政主体に帰属することをいう。国土交通大臣は国土交通省の長（国家行政組織法5Ⅰ）であり、国土交通省は国の行政機関である（国家行政組織法3Ⅱ）。したがって、国土交通大臣が所属しているのは国であり、国を被告として本件事業認可の取消訴訟を提起すべきであ

る。

5 結論

令和6年1月15日時点において、Xの希望をかなえるためには、国を被告として本件事業認可の取消訴訟を提起すべきである。

■ 答案構成例

第1 設問1

1 処分性の定式



事業認可によって、事業地内において建築物の建築制限が生じるという法効果（法65Ⅰ）が生じる



当該効果は不特定多数者に対して一般的抽象的に生じるものであり、処分性を根拠付けるものではない



事業認可は土地収用法上の事業認定に代わるものとされ（法70）、事業認可の告示は事業認定の告示とみなされる（同）



したがって、事業認可がされれば、事業地内の土地の所有者等は、特段の事情のない限り、自己の所有地が収用されるべき地位に立たされる



上記法効果は直接国民の権利義務を変動させるものといえる



事業認可は、国土交通大臣が、法61条に基づき、優越的地位から一方的に行う行為



公権力の主体たる国の行為に当たる



2 処分性肯定

第2 設問2

1 自己の所有地を収用されないというXの希望をかなえるには、事業認可が違法無効になればよい



事業認可の取消訴訟（行訴3Ⅱ）ないし無効確認訴訟（同Ⅳ）を提起すればよい



また、訴訟中に収用裁決がされないように、手続続行停止の申立て（同25Ⅱ本文）もする必要がある



都市計画決定を当事者訴訟（同4）で争う方法もあるが、仮の救済手段がないため、不適切



事業認可を争う



告示があった日から6か月以内であり、出訴期間（行訴14 I 本文）が経過していないため、取消訴訟で争う



2 被告適格は国に認められる（行訴11 I ①）



3 国を被告として本件事業認可の取消訴訟をすべき

■ 答案例

第1 設問1

本件事業認可は、抗告訴訟の対象となる処分に当たるか。

1 「処分」(行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)3条2項)とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

(1) 本件事業認可の法効果

ア 事業認可は都市計画法(以下「法」という。)59条2項に基づいてされる。

事業認可の告示(法62条1項)があった後は、「当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある……建築物の建築」等を「行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない」とされる(法65条1項)。したがって、事業認可の法効果として、「事業地」(法60条2項1号、同条3項1号)内において建築物の建築が制限されるという効果が生じる。

もっとも、当該法効果は事業地内であれば不特定多数者に対して一般的抽象的に生じるものである。したがって、直接国民の権利義務を形成するとはいえず、建築制限の法効果が生じるからといって処分性を肯定することはできない。

イ 都市計画事業は、土地収用法の事業に該当するものとみなされる(法69条)。

都市計画事業認可がされた場合、事業認可は土地収用法上の事業認定(土地収用法16条)に代わるものとされ(法70条)、事業認可の告示は事業認定の告示(土地収用法26条1項)とみなされる(法70条)。そして、事業認定の告示があった日から施行者は収用裁決の申請ができ(土地収用法39条1項)、収用裁決によって土地の収用が可能となる。したがって、事業認可がされれば、施行者は、収用権限を取得するとともに、その結果として、事業地内の土地の所有者等は、

1 特段の事情のない限り、自己の所有地等が収用されるべき地位に立たされること
2 となる。

3 上記法効果は直接国民の権利義務を変動させるものといえる。

4 (2) 公権力の主体たる国又は公共団体の行為

5 国土交通大臣は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が法61
6 条各号に該当する場合に、事業認可をすることができる（同条）。したがって、
7 国土交通大臣が上記申請をした者の同意なくして一方的にすることができると
8 いえ、公権力の主体たる国の行為に当たるといえる。

9 2 したがって、事業認可は、国土交通大臣が、優越的地位から一方的に、特段の
10 事情がない限り、事業地内の所有者等を自己の所有地が収用されるべき地位に立
11 たせるといふ法効果を有するものといえ、抗告訴訟の対象となる処分に当たる。

12 第2 設問2

13 1 令和6年1月15日時点において、Xの希望をかなえるために誰を被告として
14 どのような訴訟を提起すべきか。

15 (1) 本問でXは、自らが所有する土地を収用されないようにしたいという希望を
16 もっている。

17 ア 収用裁決によって土地収用がされる。そして、施行者が収用裁決の申請をする
18 ためには、事業認可の告示がされる必要がある。前提となる事業認可が違法無効
19 になれば、収用裁決の申請ができず、また申請されていたとしても収用裁決をす
20 ることができなくなる。そして、事業認可の取消訴訟（行訴法3条2項）又は無
21 効確認訴訟（同条4項）を提起し、手続の続行の停止の申立て（行訴法25条2
22 項本文）を同時に行えば、訴訟係属中に収用裁決が行われることを防ぐことがで

きる。

イ また、事業認可は「事業の内容が都市計画に適合」する必要がある（法61条1号）。すなわち、事業認可が適法となるためには、都市計画決定が適法であることが必要となる。そのため、都市計画決定が違法であることが確認できれば、事業認可が違法といえ、Xの希望をかなえることができる。都市計画決定は処分ではないため、これを争うには当事者訴訟による必要がある。しかし、行訴法は当事者訴訟について執行停止を準用しておらず（行訴法41条1項、2項参照）、後続処分である事業認可の手續の続行の停止を申し立てることができない。また、都市計画決定が違法であることを前提とする仮の地位を定める仮処分を提起することは、後続処分である事業認可と抵触するため、これもすることができない（行訴法44条参照）。したがって、都市計画決定の違法確認訴訟を提起したとしても訴訟係属中に取用裁決がされることを止めることができない。

ウ 以上より、本件事業認可を争うべきである。

(2) 既にされた本件事業認可を争う訴訟として取消訴訟又は無効確認訴訟が考えられる。そして、取消訴訟の出訴期間が経過していない場合は取消訴訟で争えば足りる。

ア 取消訴訟の出訴期間は「処分……があつたことを知つた日から6箇月」（行訴法14条1項本文）である。本件事業認可は告示により周知されるため（法62条1項、2項）、「処分……があつたことを知つた日」とは、実際にXが本件事業認可を知った日か、それとも、告示があつた日となるのか、問題となる。

法62条は、都市計画事業認可については告示を行うとするとどめている。都市計画事業を円滑に進めるためにその認可の効力を関係権利者の全員に同時

に及ぼす必要がある。また、一般に、関係権利者全員を確実に把握して同時期に個別の通知を到達させることが極めて困難である。そのため、法62条の趣旨は、都市計画事業認可について、これを特定の個人を名宛人として行わないものとした上、告示という方法により画一的に関係権利者等にこれを告知する点にある。この趣旨からすると、告示の時に関係権利者にその内容が告知されたとみるべきである。したがって、「処分……があつたことを知つた日」とは、告示があつた日をいう。

本件において告示があつたのは、令和5年11月31日である。令和6年1月15日時点では「処分……があつたことを知つた日」から6か月が経過しておらず、取消訴訟の出訴期間内である。

イ したがって、本件事業認可を争う訴訟として、取消訴訟を提起すべきである。

2 被告

取消訴訟の被告適格は、「当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体」に認められる（行訴法11条1項1号）。

国土交通大臣が本件事業認可をするため（法59条2項）、処分をする行政庁は国土交通大臣である。そして、国土交通大臣は国に所属している（国家行政組織法5条1項、3条2項）。したがって、本件事業認可の取消訴訟の被告適格は、国に認められる。

3 以上より、令和6年1月15日時点において、Xの希望をかなえるためには、国を被告として本件事業認可の取消訴訟を提起すべきである。

以上